



# 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第七号、第53条第1項第六号及び第56条第1項第一号並びに第二号ニの規定により、用途地域の指定のない区域内の建築物について建築形態の規制値を設定及び変更したので、次のとおり公告する。

令和元年11月29日

特定行政庁

うるま市長 島袋 俊夫



1. 設定及び変更する建築形態規制値の種類
  - 1) 容積率の上限
  - 2) 建ぺい率の上限
  - 3) 建築物の各部分の高さ（道路斜線及び隣地斜線）
  
2. 設定する土地の区域
  - 1) 中城湾港新港臨港地区（州崎 B 区域）
  
3. 変更する土地の区域
  - 1) 東恩納区域
  - 2) 勝連城周辺区域
  - 3) 兼箇段区域
  - 4) 地滑り警戒区域の一部
  - 5) 下原区域
  - 6) 中城湾港新港臨港地区（州崎 A 区域）